

2023年5月15日

在学生の皆さま

学生部長 吉田 敦

海外渡航を目的とした休学および長期休暇を利用した海外渡航の取扱いについて

2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが変更されたことに伴い、海外渡航を目的とした休学および長期休暇を利用した海外渡航の取扱いを下記のとおり変更いたします。

記

1. 提出書類

以下の書類の提出を不要とします。

- ① 海外渡航に関する誓約書
- ② 受入機関または仲介機関が発行する受入証明書
- ③ 海外旅行保険の加入を証明する書類

2. 提出期限

【休学願】

海外渡航を目的としない休学と同様に、休学を希望するクォーター（または学期）の開始日の前日（事務休業日を除く）までとする。

※具体的な日付については、学生生活 Web ページを参照してください。

【海外渡航届】

渡航日の前日までとする。

3. 取扱変更時期

2023年5月15日（月）以降の申請より変更します。

4. 注意事項

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが変更となったものの、感染に伴うリスクが完全に無くなったわけではありません。そのリスクに関しては十分に理解の上、計画を立てるようにしてください。

以上